

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第7回ガス事業環境整備ワーキンググループ

日時 令和8年2月18日(水) 10:00~11:24

場所 対面(別館2階 227会議室) / オンライン併用開催

1. 開会

○迫田ガス市場整備室長

定刻となりましたので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会第7回ガス事業環境整備ワーキンググループを開催します。私はガス市場整備室長の迫田でございます。委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は、対面、オンライン併用のハイブリッド形式での開催となっております。またウェブ中継も行っており、そちらでの傍聴が可能となっております。なお武田委員、松村委員はご欠席、秋元委員は途中退席の旨、ご連絡を頂いております。

それでは以降の議事進行は、山内座長にお願いいたします。

○山内座長

山内でございます。よろしくお願いたします。早速ですけれども議題に入りたいと思います。議事次第にありますけれども、今日の議題は2つでして、1つはガスシステム改革検証ですけれども、その中でも安定供給の確保ですね、この問題が1つ。それから2つ目は、ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置についてということになります。こっちはどちらかというと報告事項ということになります。

それでは1つ目の議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

2. 議題

①ガスシステム改革検証(ガス事業における安定供給の確保に向けて)

○迫田ガス市場整備室長

それでは、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。ガス事業における安定供給の確保に向けてということで、まず3ページからご覧ください。3ページから6ページまでは、前回ワーキンググループで頂きましたご意見のまとめということになってございます。前回のワーキングでは、3つの柱の在り方、カーボンニュートラルの位置付け、今回新たに提示しました競争の在り方、保安コスト、ネットワークの投資、消費者への情

報提供、競争環境整備などについてご意見を頂いたところでございます。各論につきましてさまざまなご議論、ご意見を頂いたところでございますけれども、総論においては、おおむね前回ご提示をした議論の方向性についてはご賛同いただけているのではないかなと承知をしているところでございます。

7ページをご覧ください。こちらにつきましても前回お示しさせていただいたものと同様ということでございますけれども、今後の議論の方向性ということでございまして、2ポツにもございますように、ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化をしているということでございます。

また3ポツにもございますように、ガス事業につきましては大手、中小企業、地方事業者、新規参入者と多様な担い手が存在しておりますけれども、こうした新しい国内外の変化に対応していくためには各事業者だけでは対応が困難という事象も生じているということでございますので、多様な関係者による競争によって対応するということが求められる面も想定されるのではないかとということで、新たな視点として提示させていただいたところでございます。

こうした経済社会構造の変化なども踏まえまして、また安定供給の担い手であるガス事業者の事業規模や地域性が多様であるということを前提として、ガスシステムが目指すべき方向性について議論を深めていきたいということでございます。

8ページをご覧ください。下の図につきましては、前回のワーキングでお示しさせていただきました3本柱と3つの視点ということでございます。こちらについては先ほど申し上げましたように、総論においてはご賛同いただいていたかと承知をしているところでございます。一方で具体的な整理の在り方、考え方につきましては、さまざまなご意見を頂いているところでございます。

00：24：56

一方で、安定供給の確保が重要であるという点は共通の理解であったのかなと考えておりますので、まずはこの安定供給の確保から議論を深めていきたいと考えております。

それでは、ガス事業における安定供給の具体的な中身につきまして、10ページ以降で説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。エネルギー事業における安定供給の位置付けということでございます。1ポツにございますように、安定供給の確保はエネルギー事業における普遍的な価値観であるということでございます。

また2ポツにございますように、エネルギー基本計画におきまして脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるので、天然ガスへの燃料転換が必要ということになっておりまして、国としても日本全体のガスの需要をより正確に把握していく必要が出てきているところでございます。

3ポツにございますように、安定供給を支えるためには、ガス需要の中長期的な予見性を向上させていくとともに、予見性のある全体の見通しの下で、事業者が安定調達、供給インフラの維持・整備、保安・緊急事対応、人材・技術の確保といったようなことに対応

していくということが求められるわけですが、こうしたことを通ずることによって需要家の利益にもつながっていくと考えているところでございます。

11 ページをご覧ください。ガスシステム改革の前後でシステムを支える体制が変化をしております。従来は垂直一貫体制により地域の安定供給を確保してきたということでございますが、ガスシステム改革によりまして、2017年4月1日以降についてはそれぞれの部門がライセンス化されて、多くの事業者により地域の安定供給を支える体制へと移行しているところでございます。

12 ページをご覧ください。こちらは参考の資料でありますけれども、各国のガス事業制度ということで、日本と同様、欧米でも小売も全面自由化をされておまして、導管も分離をされているというような対応ということになってございます。

13 ページをご覧ください。先ほど11 ページでもご説明をさせていただきましたけれども、従来は垂直一貫体制ということで、旧一般ガス事業者の下、安定供給ということが実現されていたわけですが、ライセンス制に移行する中で、それぞれの事業者に従来旧一般ガス事業者に求められていた義務ということが分担されていくということになったところでございます。

例えば供給力確保義務については小売事業者に、そして最終保障供給義務については一般ガス導管事業、導管接続に係る努力義務については一般ガス導管事業、特定ガス導管事業に課されるということになったところでございます。こうした形で、新規参入者も含めまして適切な役割分担が行われているということでございまして、現時点においては特段の供給支障は生じていないという状況になっているところでございます。

14 ページをご覧ください。こちら参考の資料ということでございまして、ガスにおいては同時同量というものが求められているところでございまして、全面自由化以前については、こちらは注入量の実績ベースと払い出し量の実績ベースでこれを一致させるということが求められていたものでありますけれども、全面自由化以降は注入量の計画値と実績値、これを一致させるという方式に変更されまして、導管の貯蔵機能を託送供給依頼者が公平に活用できる仕組みに再設計されているということで、安定供給の観点からの制度の対応ということで、参考として入れさせていただいているものでございます。

15 ページをご覧ください。ガス事業者の役割ということで、先ほども申し上げましたように、ガスシステム改革によりましてガス事業者の類型も変化をしているところでございますが、本来、エリアの需給見通しは事業類型の垣根を越えて一体的に捉えられるべきものと考えているところでございます。

需給の見通し自体は事業者にとっても重要な事業基盤であるということでありまして、今後、経済社会情勢が変化していく中でも安定供給を実現していくためには、需給見通しの確度を高めることで各事業者の予見性を向上させていく必要があるということを考えているところでございます。

00 : 30 : 07

16 ページをお願いします。ただ今申し上げたのは事業者側の視点ということでありまして、けれども、国にとっても全体の需給構造の見通しの把握というのは、平時、緊急時の対応に万全を期す観点からも極めて重要であると考えているところでございます。従いまして、官と民がそれぞれの役割に応じて適正かつ合理的な方法でガスの需給を管理していくために、必要な視点を整理し、具体的な対応を検討していくことが必要ではないかと考えております。

それでは具体的な中身でございまして、18 ページをご覧ください。現在行われている需給管理でございますけれども、ガス事業につきましてはガスの導管網が全国的に接続していないということから、電力のほうでは電力広域的運営推進機関のような司令塔機関が置かれているところでありますが、こうした司令塔機関を置かずに行政が全体を監督するというところになっていくところでございます。

具体的には、経済産業省がガス事業者が提出する供給計画を基に、日本全体の将来のガスの需給見通しを整理しているところでございます。また需給調整でございますけれども、こちらは電気に比べますとガスは貯蔵性が高いということで瞬時の全国的な需給調整を必要としないということでありまして、経済産業省の監督の下、各一般ガス導管事業者が実施をしているということになっております。

19 ページをご覧ください。ガス事業における供給計画につきましては、一般消費者の利益の確保やガス事業の計画的かつ合理的な発展の確保を図るということを目的としまして、小売事業者、導管事業者に対して供給計画、ガスの製造事業者に対しては製造計画の策定を行い、そしてこれを毎年度届け出ることが義務付けられているということになってございます。

こちらにつきましては、高度経済成長期における急激な人口集中とそれに伴う都市化の進展によって、ガス事業者が急増する需要に即応できなかったといったことが背景にあったところでございます。この背景については、下に点線で囲っておりますガス事業法施行規則第 19 条、こちらは供給計画を策定する期間を一般的には 3 年ということにしておりますけれども、大規模かつ急速な都市化が進行する地域ということで、具体的には枠外のところで米で記載させていただいておりますが、こうした地域においては 5 年ということが記載されておましてこの名残が残っているところでございます。

20 ページから 28 ページは、実際の供給計画のフォーマットを参考として添付させていただいているものでございます。29 ページをご覧ください。こちらは供給計画を具体的にどのように策定をしているのかということございまして、左下の箱にございますように、ガスの小売事業者につきましては、一般的な需要を市場の競合状況や小売の営業戦略を考慮して策定しているところでございますが、大口需要については各事業者へのヒアリングを積み上げるという形で作成をしているということでございます。

一方で導管事業者については、一般的な需要を気温、需要量、件数の 3 変数のトレンドにより推計をしていくという形を取っておりますけれども、大口需要につきましては小売

事業者と同様、各事業者のヒアリングを積み上げて作成しているということでございます。

それでは30ページをご覧ください。これまでご説明をさせていただきましたとおり、経済産業省はこれまで事業者が提出する供給計画や製造計画を基に、各エリアと日本全体の将来のガス需給の見通しを整理してきたということでございます。一方で、今後人口減少による社会構造の変化や脱炭素化への対応といったようなことがございますので、こうした環境変化を踏まえて、供給計画、また供給計画に限らず必要な情報といったようなものについて改めて整理していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

00 : 35 : 13

本日はこうした観点から、必要な情報、またどのような情報の管理の仕方がよいのかといったことについて大所高所からご意見を頂ければと考えているところでございますけれども、幾つか検討例ということで例示を挙げさせていただいております。

まず1つ目ですけれども、先ほどもご説明させていただきましたが、供給計画策定の背景には大規模かつ急速な都市化ということがあったところでございますけれども、今後、人口減少やそれに伴う都市のコンパクト化の進展などもありますので、そうした状況も踏まえる中で、例えば全事業の計画期間を5年とするというようなこともあり得るのではないかとということ。

2つ目につきましては供給計画でございますが、時代の経過とともに目的が薄れているというものも含めた情報の合理化、適正化というものがないかということ。また供給計画に限らず、例えばスマートメーターの導入など新たに対応が求められるものがないかといった点。

3つ目につきましては、昨今のエネルギー安全保障の要請の高まりを踏まえまして、供給計画とは別途、上流からの調達を行っているガス事業者の調達の動向や在庫状況について、各社の情報の秘匿性、機微性にも留意しながら定期的に調査を行っていくようなことが必要ではないかということでございます。

4つ目につきましては、カーボンニュートラルの観点から合成メタンやバイオガスの導入、今後これらは本格的に導入が進められていくところでございますが、こうした動向の把握ということについても必要ではないかということでございます。

31ページに参考で付けさせていただいておりますのは、先ほど検討例の3点目で申し上げさせていただきました燃料の調査についてはガスについても定期的に事業者に対してヒアリングを行っているのですけれども、電力も同じような形で行っているところ、こちらについては燃料のガイドラインというものがございまして、これに基づいて行われているということで参考として付けさせていただいているものでございます。

資料3の説明は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは今ご説明いただいた内容、今回は安定供給の確保という観点からいろいろとご説明いただきましたが、これについて皆さんのご意見あるいはご質問等でご発言をお願いしたいと思います。

いつものことですが、会議室で対面でご参加の方は名札を立てていただくということ、それからオンラインのご参加の方はT e a m s のコメント欄にお名前と発言希望の旨を記入していただくということでやりたいと思いますが、実は先ほどご紹介ありました秋元委員が途中退席というところでもありますので、まずオンラインで秋元委員からご発言願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○秋元委員

ご説明ありがとうございます。また、最初にご指名いただきましてありがとうございます。今回整理いただいたこの資料に関して異論はなくて、このような形で進めていただくというのは結構かなと思っています。ただ、具体的に進めるところでしっかり議論させていただければと思います。

その上で30ページ目に出ていた、ちょっと例としていったん出されたということですが、3年とか5年のところもあるわけとしても、1ポツ目、計画期間のところを5年とするというのはそういう扱いは十分検討に値すると思いますので、その方向で検討を進めていただくというのはよろしいかなと思いました。

ちょっと言い忘れました。全体として競争というキーワードの下で安定供給をどう図っていくかという視点はとても重要だと思いますので、その視点で進めていただくということによろしいかと思うのですけれども。

00 : 39 : 53

1点、言うまでもございませぬし、資料でもそういう差の比較ということを書いていたいていましたけれども、電力とガスはやはりものが違って、だいぶ感覚が違うと思っています。電力の場合は同時同量、瞬時的な同時同量が求められるというようなことであるとか、さまざまな電源があってリードタイムも全然違うような電源が混ざって同じ電力として出てくるということもありますし、その中でスポット市場が活性化する中で小売りは短期目線になり過ぎていて、一方で供給サイドはどうしても長期の燃料調達等が必要になってくるというのが電力で起こっている大きな問題だと思っています。

もちろんそこに加えて、F I T政策等によってスポット市場ではミッシングマネーの問題が生じるとか、いろいろな電力特有の問題というのがあると思いますけれども。

他方でガスの場合は、基本e-メタンとかが入ってくるにしても、長期的に電源がどう変わるとかそういうところとは違うので、供給側、燃料調達から小売りまでの目線、あとは導管部門も含めて大きな差異はないと思っています、目線の差異があまりないと思っていますので、そういう特性を踏まえた上でやるべきことはやったらいと思うのですけれども、何か電力にならい過ぎて、過剰な規制とかそういうことになったりして暗黙的な

コストを上げすぎないように注意しながら、全体の制度設計をこれから進めていただければと思います。以上でございます。どうもありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。事務局からのコメントあるいは質問に対するご回答は、最後にまとめてお願いしたいと思います。それでは次は田中委員ですね。どうぞご発言ください。

○田中委員

ありがとうございます。まず、ご説明ありがとうございました。2点ほど意見というか、お伺いしたい点も含めて発言させていただきます。

ガスの需要見通しについて、自由化による事業者分離が進んだ現在の状態だからこそということだと思うのですが、今後の需給見通しを立てる上での課題とございますか、とても詳細に複雑ながらも大変きめ細やかに事業者の立場でご検討されているように見えます。

1つこのことでお伺いしたいと思ったことは、行政のトランザクションコストとがかかるようなこのような細かい調整をする国がほかにそんなにあると思えなかったのですが、他国ではどういった状況なのかというのをお分かりになる範囲で教えていただければ大変ありがたいかなと思っております。

例えば欧州でも垂直一貫体制から自由化となったと聞いておりますけれども、その中で需給見通しに関する課題というのはどんなように見られているのか。改革の必要性とか議論されているのか、日本の現状をどんなふうに評価されていくのかななどご意見ありましたらということでお伺いしたいです。

あと、今日の本題なのでしょうか、30ページに関連しまして、ここは将来の需要見通しに係る因子についてのご議論だと理解しながらコメントさせていただきますと、前回もお伝えさせていただいたことではあるのですが、熱の需要、質とか量とかを把握することは、将来ある地点での必要量がどうなるかというシンプルな話だけではなくて、カーボンニュートラルやGX、今2040のGX立地とかGX産業構造の政策などをしっかり踏まえた新たな地域振興との可能性を勘案すると、面的な広がりとか新たなあるいは多くの発展性につながるのではないかなということ、非常に重要な試みにつながるのかと思っています。

この流れで申しますと3年とか5年とかというより長期の視点にはなるのですが、将来のエネルギーの使われ方に影響があることは、ということであると、もうここに既に触れていることとか触れていないことはあるのですが、例えばその前提として2050年、カーボンニュートラルまでの脱炭素化に向かう社会での産業構造の変化もそうですし、つまり必要なものの変化によるものづくりの変化ということですよ。とか

もありますし、それはまたさらに炭素価格がついていくことでより異なるものが必要になるということもありますし、そしてまたそれに大きく影響するのが、地域の少子高齢化とかその影響による労働構造の変化、結局それがまたさらに医療とか介護などというちょっと負に聞こえるような面もそうですし、逆に高齢者の社会への活躍といった両方の面も絡んできます。

00 : 45 : 02

あるいは本当に昨今のAIの利用による産業の効率化、エネ研さんがとてもいいレポートを出されていますし、そういうこととか、ロボット技術の進展とその応用とか産業と暮らしを大きく変えて、これら全てがエネルギー利用の形態に大きく影響してくるかと思っています。幾つかのタイムフレームの中でそういった動向を想定して、その中で地域資源を生かした例えばバイオガス、あるいはインフラを最大限に生かす合成メタンとか、どのようなカーボンニュートラル方策でいくのかという検討がその上で必要なのかなと思います。

ご説明でも触れていらっしゃったのですけれども、ガスだけの問題ではなく、将来像の共通イメージが必要であるという問題でもあるので、横断的に設定がどうか、前提の検討が必要なのかと思います。ただその中でやはりガス需要がどうなるのか、熱需要の観点とか、インフラの利用の可能性とか、非常用設備向けとか、そういった優位性を意識して、重要な発掘と見通しが安定供給のためにも重要なのかなと思っています。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは次は澁谷委員ですね。澁谷委員、どうぞご発言ください。

○澁谷委員

澁谷です。ご説明ありがとうございました。今回、安定供給に関する議論ということで、特にエネルギーインフラとして求められる要件という観点から4つの項目について意見を述べたいと思います。

1点目は、安定供給の機能そのもののいわゆる需給の量というところが今回の資料でたくさんご説明があったわけなのですけれども、安定供給の要件としては量だけではなくてやはり質も重要な要素だと思っています。特に電気などでは変動するような発電システムなどが入ってきて、質の管理というのも大変重要になっているのですけれども、一方でガスはある程度熱量が調整されてかなり安定した品質を保っているわけなのですけれども、今後合成メタン等が入ってきてメタンが主流になってくる時に、この品質をどうやって管理、担保していくのかということも含めて、この安定供給の理論というのは進めていったほうがいいのではないかと考えております。

2点目は安全に関する要件で、安全でないと基本的に安定供給は成立しないと考えていますので、通常の保安に関してはガス安全小委のほうでやる一方で、緊急時の安定供給という観点で見た時に、特に南海トラフであるとか首都直下のような大規模災害が起きた時の安定供給の在り方というのも視点には入ってもいいのかなと思っています。

特に電気とガスの有事の際のエネルギーのやりとりというのはある程度フレームが構築されているのですけれども、こういう巨大災害等でどちらも厳しい時にどういう対応をするか。要するに、例えばガスが緊急時にどこまで電気のほうにガスを供給できるのか。一方でガスのほうからガス事業の分にどれだけ割り振ることができるのか。今自由化で双方が相入っている状況ですので、その時に緊急時対応というのはどう考えるべきかというのは安定供給の中にも考慮が必要かなと思っています。

3つ目はコストなのですけれども、やはりガス料金が下がらないと産業が進みませんので、ガスの料金をどこまで抑えるべきなのかというのも安定供給の計画の中にもある程度入っていないといけないのかなと考えているところです。

最後、やはりガス事業を中長期に見て、産業構造として持続的であることというのが中長期の安定供給を満たす上で重要な要点だと思っているのですが、その中で一番大きなリスクなのかなと最近われわれが定性分析して考えているのは、やはりエネルギー基本計画がぶれないことというのが一番大きいのかなと。政府の方針がずれると産業構造そのものが大きく影響を受けますので、そこも含めて安定供給のリスクとして議論が必要かなと思っています。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は又吉委員ですね。どうぞご発言ください。

○又吉委員

ご説明いただき、ありがとうございました。私からは2点コメントさせていただきたいと思います。

00 : 49 : 47

まずは16ページ目、需給見通しの位置付けについてです。製造、導管、小売りのライセンスが分かれ、各エリアの小売りと導管事業者の需給見通しが一致しないのは想定されていたことではあるのですけれども、燃料転換など新規需要を含めた需給見通しを導管事業者側で一体的に捉えにくくなっているという現状は、安定供給や効率的なネットワーク形成の観点からも望ましくないのではないかという課題感を持ってございます。

よって、規制当局および事業者がそれぞれの役割に応じて適正かつ合理的な方法で需給を管理していくための対応を検討するという、今次の事務局案に賛同したいと考えてございます。

2点目は30ページ目の具体的な検討例についてです。まず供給計画の計画期間につい

てなのですけれども、全事業計画を5年とする案を提示していただいておりますが、製造、供給、設備形成のリードタイムを踏まえると違和感はないと考えてございます。

一方で、対象期間をいたずらに長くすることによって料金改定的前提にもなり得る需要想定が低下することもあまり望ましくないのではないかと考えておりますので、想定を維持できる期間はどの程度かも踏まえつつ今後整理いただくことが重要ではないかと考えてございます。

また、調達、在庫情報、合成メタン、バイオガス動向の調査確認についてですが、全体像を把握することというのは非常に重要だと認識しておりますので、今回の案に賛同したいと思っております。他方、既に記載いただいておりますが、これらの情報というのは個社にとっては機微情報となり得るため、情報の秘匿性、機微性に留意した調査確認手法を整理いただければと考えてございます。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は平野委員、どうぞご発言ください。

○平野委員

成城大学の平野です。よろしくお願いいいたします。3点なのですけれども、1つ目は、中長期の需要予測というものが必要になってくると思います。その時に今回は5年以内のものと考えられているのですけれども、需要予測を考えた時に、この5年以内のものを中長期という名前を付けるのが分かりやすいのかどうかというところは少し悩ましいところです。カーボンニュートラルとか本当に投資が必要などとも先の2030、40、50みたいなものと、この足元の5年間というものの需要予測というものがそれぞれ違うものであることがしっかりと分かるように、名称を含めて発信をしてほしいなと思っております。

何となく予見性とか中長期という言葉が両方で重なっているので、どちらの話なのかというのが分かりやすいように名称を振ってほしいというふうなのが1点目です。

2点目なのですけれども、このデータの収集に関しては、データをどう使うのかというところから逆算して考えていただきたいなと思っております。こういうふうに使いたいから3年がいいとか5年がいいとか使うことのイメージで決めてほしいし、集めるものを選定してほしいなと思っております。

その点で、現在、どのようにこれを参考にしながら、実際はどう使っているのだということが私はとても気になっていて。使うことのイメージからこのデータの収集、例えば5年にするなら5年にするという理由を見つけて、きちんとそれを明らかにして新しいものを作ってほしいなと思っております。

3点目で、データ収集に関して情報の合理化という話が出ていますのですけれども、とにかく前のものをやめるという方針だとなかなか難しいと思っております。必要なものを逆に新しくピックアップしていったほうが、より少ないというか合理的な量の情報の集め方にな

ってくるのではないかなと思っています。

供給計画の届け出に関しては、特に小規模事業者の負担にならないようにしてほしいと思います。こういうふうな計画を策定して出してもらおうということは非常に重要だとは思いますが、重要なことをどんどん積み重ねて、これも出して、あれも出して、あれも出してと続けていくと、結局はいつの間にか膨大な事務処理の作業になっていって、今後日本の人口全体が減っていく中で人手も減っていくのに大きな事務処理負担を抱えてしまうということは非常に問題だと思うので、後で苦しくならないように、新しいものを入れる時はまず私は先に断捨離をしてほしいなと思っています。

2点目のところに戻るのですが、使うことのイメージとしては、やはりコンパクトシティをやりたいとか、例えば燃転が必要だとか、そういうふうに必要なことのやるべきことを目標から逆算してほしいなと思っているということです。以上です。どうもありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。次、原委員ですね。どうぞご発言ください。

○原委員

ご指名ありがとうございます。ご説明をありがとうございました。全体的なところで短くコメントさせていただきます。

00 : 54 : 44

消費者の立場からも、国として安定供給の観点から需給状況を全体的に把握するという事は、万が一の需給逼迫（ひっぱく）の未然防止や需要家へのいち早い情報提供や対応への呼びかけといったことはもちろん、インフラ面の整備などを含めて、災害への強靱（きょうじん）化などさまざまな社会課題の解決につながると思いますので、30ページに挙げていただいた検討例はいずれも必要な観点とっておきまして、それに沿って進めていただければと思います。

一方、事業者からの情報収集に関して、特に原料確保といったことについては、調達先の把握などについて事業者間の自由な競争が阻害されたり需要家の選択肢が狭まることのないように、どこまでどのように情報収集や管理をするのかといった点についてはしっかり押さえておく必要があるように思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は、この会場に対面でご参加の方にご質問願います。まずは五十川委員ですね、どうぞよろしくお願いたします。

○五十川委員

ご説明いただきありがとうございます。安定供給の確保が重要であるという点にはもちろん異存ないところですし、その目標のために精度の高い需給見通しが資するという点も理解できます。現時点で特段の供給支障が生じていないというのは前提として重要ですが、今後マクロ面を含めて急激な環境の変化が起こり得るという状況があつて、一方でインフラや人材技術の確保といった観点は長期的な視座が必要であり、そのために何ができるかということだと思っています。本日はあまり具体的な方策ということではないのかもしれませんが、30ページに幾つか具体例を挙げていただいていますので、少しそちらを見つつコメントさせていただきます。

1点目の供給計画の期間ですが、5年ごとといったスパンの事業者想定がどこまで精度があつて有用なのかという点はやや疑問に思っています。先に申しましたように、燃料価格などのマクロ面のショック、あるいは燃料転換やカーボンニュートラル、横断的な検討という言葉もほかの委員から先ほどありましたが、電力に関する方針も含めてガス事業を取り巻く環境が全く安定的でないというのが議論のある種の前提だと思っています。

特段、計画を3年から5年にすることによって事業者に大きな負担がかかるわけではないということであれば、計画期間を見直すこと自体に反対するものではありませんが、刻々とした環境の変化に応じて適切に予測を変更する、そういった視点のほうがより重要であるという認識を持っています。

4ポツ目にあるカーボンニュートラルの動向を含めて把握の方法をどう考えるかというのはこれと関連する論点でありまして、記載されているように今後整理ができればよいと考えています。

もう一点申し上げるならば、3ポツ目の在庫状況の調査もやはり安定調達の観点から重要だと考えています。ただやはり個社の事業にとって繊細な情報でもあると思いますので、秘匿性には十分な配慮が必要だと考えています。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。次も、会場にお越しの男澤委員に発言いただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○男澤委員

ありがとうございます。30ページでお示ししていただいた、国として安定供給の確保の観点から把握すべき情報を改めて整理すべきという方向性に賛同いたします。検討例で挙げていただいているところがございますけれども、今後見直しをする上で考慮を必要がある点について3点ほど発言させていただきます。

1点目は検討例にもあるところがございますけれども、今後を考えますと、合成メタン、バイオガス等の導入量計画、それから生産拠点ごとの計画、こういったものに関して

も検討していく必要があると思います。

2点目です。需給見通しの前提条件といった観点でございます。28ページ目からの様式等を少し眺めていたのですけれども、ほぼ結果数値ということで、どのような前提でその需給見通しに至ったのか、そういった点について少し、特に需給見通しに影響の多い前提については2～3項目の定性的説明があってもいいように感じました。もっともヒアリング等を適切に実施していただいているというご説明もございましたので、かえって煩雑になるかもしれませんが、実績と予測が乖離（かいり）した場合等、PDCAを見ていた時に何か政策検討に使いやすくする方法もあるのかなと思った次第です。

01：00：11

3点目は、これも例に挙げていただいておりますスマートメーターの導入の動向等でございます。やはりスマートメーターですか、デジタル化、こういった点に関しては、保安、安定供給の観点で重要となります。現行の様式では設備投資額の合計は出ますが、何にどれだけ投じるかといった点が判別しづらいように感じましたので、こういったデジタル化の投資に関して動向をとらまえることも必要なように感じました。

また、併せてこれまでの検討の場に出てきました保安要因のあたりですね。現状人的リソースに関する情報というものはございませんが、場合によっては人的・デジタル面の計画を含めた供給力の動向という考え方もあってもいいのかなと思った次第です。

以上、申し上げましたが、ここにも書いてありますとおり、各社の情報の秘匿性の取り扱い、また過度な負担を求めないように情報を整理していくということも同時に非常に重要だと感じております。

例えば28ページ目を見た時に、繰り返しになりますが、こちらは高度成長時代には重要だったのかもしれないのですけれども、市町村別の普及計画の細かい延び情報ですとか供給計画図の毎年の更新、こういったものが現状でもどこまで必要なのか、こういったものに関しても併せて見直しが必要なのかなと感じました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次はオンラインからですけれども、松平委員、どうぞご発言ください。

○松平委員

松平です。安定供給が本日の主なテーマであると思いますが、その中身について、1つはガスを安定的に調達する、すなわち国内の需要にマッチする数量のガスを主に海外から適切に確保するという要素であり、次に、ガス供給に当たって必要となる設備を健全に維持するという要素もあると思います。具体的には、LNGのガス製造基地や導管などを適切に維持するという要素であると思います。

加えて、事業者自身の能力・健全性ともいうべき要素もあり、特に地方を中心に人口減

社会の中で、人手不足や、より長いスパンでは需要が十分残るかという側面も含めて、供給者としての能力・健全性という要素もあるのではないかと思います。

そのため、安定供給を維持するという場合、いずれの中身にも対応していく必要があると思います。今回資料の30ページでご整理いただいた内容のうち、例えば供給計画、これまで多くの事業者には3年だったのを5年に計画期間を延ばしていただくということで、これ自体は各事業者に一定の追加的な事務負担をおかけすることにもなると思いますが、一方で、特に地方を中心に今後さまざまな課題に直面される中で、事業者自身に、これまで少なくとも仕組み上は3年の計画を作るというのを5年という期間をご検討いただくことによって、より相対的に長い期間の見通しや状況をご検討いただく機会を持っていただく。その上で何か必要な事項があれば、当局、すなわち経産省や地方公共団体などに、必要なアラートなどがあればそれは発していただくという機能も果たし得るのではないかと思いますから、この3年から5年に全事業者を対象として延ばしていくことについては基本的に賛成です。

それから、設備の健全性にフォーカスした視点は必要ないのかという考えもあります。秋元先生からコメントのあったとおり、規制をどんどん追加していくと事業者の負担になるという側面もあるので、それとのバランスは重要なのですが、電力の世界ですと発電する能力に長期的に不安もあるので、容量確保のための容量市場などさまざまな仕組みがある中で、例えばガスの製造事業、これは自由化されている領域ですが、この事業を長期的に見た場合に適切な投資や設備更新などが行われることについて何か懸念はないのかという点は少し気になりました。もし事務局の方でこの点に関する情報があれば、教えていただければと思います。

次に、資料の30ページで、スマメの動向やカーボンニュートラルの計画などについての記載があり、スマートメーターの方はどちらかというところと人手不足への対応や業務効率化の方向での情報ということかと思いますし、カーボンニュートラルについては安定供給とは少し離れた、文字通り脱炭素という別のテーマに関するものでもありますので、目的が少し違うということ意識しながら、どこまでの対応が必要になるのかを検討する必要があるのではないかと思います。

最後に、安定供給という観点で、資料の13ページで自由化後のライセンスごとの役割というものが整理されていて、特にガス小売事業者の供給力確保をどれくらい強いものと考えていくのか。これも先ほどの秋元先生のコメントに関連すると思いますが、供給力確保をあまりに強く考えてしまうと、それこそ新規参入者が参入困難になるであるとか、目的に照らして過度な負担ではないかとか、そういう要素があると思いますので、慎重に考えていく必要があると思います。

そのため、ある程度旧一般ガス事業者のスタートアップ卸などに依拠するような形で供給力確保に対応されているというのはやむを得ないことだと思いますが、一方で長期的には、より主体的に対応する、すなわち自分で上流玉の確保も含めてきちんと責任を果たす

とお考えになる事業者が事業をきちんとやれるような、そういう全体的なバランス感がよいのではないかと。

その前提としては基地のアクセスが大事になるということだと思いますから、供給力確保の義務を果たすという責任の要素と、それから一方で基地の利用ができるのかどうかという要素。先ほどのガスの製造、LNG基地やタンクなどの設備更新などが適切になされているかという要素とも関わるかもしれませんが、問題意識として持った上で、今回このタイミングではないのかもしれませんが引き続き注視しておくべき論点なのではないかと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は田村委員、どうぞご発言ください。

○田村委員

みずほの田村です。ご説明ありがとうございました。今回の事務局の方がまとめてくださった30ページの方で違和感はないと思っております。供給計画に関して3年から5年程度という話がありましたけれども、こちらに関しても有事ではない時に、平時に先々のことを考えて対応することは必要と思っております。

01 : 09 : 46

一方で、ほかの委員の方からも事務負担の話がありましたが、これは恐らくデータを受け取る側、提出する側、両方だと思っております。今までやっているからこの形でということだけではなく、とても細かい話になりますが、提出方法や入力方法など今後実際使っていく上でやりやすい方法を双方が目指したほうがいいのではないかなと思っております。それがお互いの負担の軽減にもなりますし、結果的には効率化にもつながっていくということだろうと思っております。

また、検討例の中に書いてありますエネルギー安全保障という観点の中で、やはり定期的に調達動向の調査をしていくことが必要だと思いますが、情報の管理のところはご記載のとおり秘匿性のあるものですので、しっかり留意していただければいいのではないかと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は杉野委員、どうぞ。

○杉野委員

ご説明ありがとうございました。私も安定供給が大事だよねということは100%同意をした上で、安定供給のためにたぶん一番大事なのは、長期契約を更新するか新たに契約をする時になるべく正確な需給の見積もりができるということが最重要なのかなと思っ

います。もちろん導管とか基地とかのインフラの計画にも必要だと思うのですが、正直、高度成長の時と違ってそう短期的に大幅に変動するものではないのではないのかなと思っています。

急激な人口変動というのもそうそう、ちょっとずつ減っていくにしても1年で倍増半減っていうそういう大台なものはないのだろうと考えると、これは実際されている事業者さんの負担感が分からないものの、そもそも毎年必要なのですかとちょっと思ったりもして。では隔年でいいんじゃないとかどうなのだろうというのもちょっと思ったりしながら伺っていました。

それこそコロナみたいな短期的な変動ももちろんありましたけれども、逆にそういう時は見通しはどっちにしろ立たないので、例えば5年に延ばすのだったら隔年とか、どれぐらいが使える情報を集めるという意味でいいのかなというのはちょっと思いました。

使える情報という意味で資料の29ページを拝見していて、特に小売りの戦略まで織り込んだような見通しというのは、来年新規にこれぐらい契約を取るつもりみたいなそういう見込みまで含めたような見通しを仮に作られてしまうと、それを全社合わせたら全体100%超えてしまいました、そういうことは起きていないのだろうかとか、実際に使えるデータが集まっているのかなというのは、データをどう使っているかという現場を存じ上げないのでちょっとどうなのかなと思ったところです。

使い道として、長期的な経済とか産業エネルギーの供給の絵姿を策定する時に参考にするのだということになると、過去のトレンドは大事だし、今起きている変化というのはもちろん大事なのですが、そこから推測した3年、5年の短期の見通しというのは長期の絵姿を作る上で実際どれぐらい参考になるのだろうかということも思って。やはりどう使うのかなというところをもう少し教えていただけたらなというのは思いました。

最後、田中委員がご指摘されていた過酷事情という意味では、足元からざくざくガスが出てくるアメリカですら短期の需給逼迫とか価格高騰ということが起きていて。見通しはあると言えはるのですけれども実際当たっていないので、そこは安定供給という時に量を確保するというのももちろんですが、価格面も含めてどれぐらい本当に変わらないという意味での安定性を追求するのか。消費者の側にも、安くなる代わりに短期的に価格が跳ねること、それはあるよねとかいう覚悟をどれぐらい要求するのかとか、その安定ということにまさに変わらないことをどれぐらい求めるのかということも次第なのかなとちょっと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は橋本委員長、どうぞ。

○橋本委員

橋本です。では、3点ほどコメントをさせていただきます。3点というのは、1点はコ

メント、2点はお願いという形で述べさせていただければと思います。まずコメントなのですけれども、本日、安定供給ということなのですが、今までの委員の方々のご意見とか資料とかそういうのを拝見したりお聞きする中で感じたのが、安定供給については個人とか事業者で認識の違いがあるなというのを強く感じています。

01:14:54

例えば、単純に需要と供給のバランスが取れていればそれは安定だというように考えているようなケースもあれば、レジリエンスとかカーボンニュートラルなどもきちんと含めて安定というのを考えていくべきだと思っている人もいますし、あと料金負担ですよ、料金の変動とか消費者の料金負担のところまで踏み込んで安定と捉えている人もおれば、保安コストとかスマートメーターの投資とかあるいはネットワーク投資とかというそういうところも考慮して安定と考えている人ですね。それからあと5年とか10年とか期間の違いもあつたりとかということで、人々というか個人とか業者で認識の違いがあると強く感じています。

ですので、これらを踏まえて、10ページのところですが、第7次エネルギー基本計画の文言があつたと思いますけれども、その辺の例えば安定的とか持続可能とかという言葉がありますので、その文言をより具体的にこのワーキングで決めていく必要があるのかなと思つています。つまり計画期間を5年なら5年とするとか、カーボンニュートラルも含めて安定を考えると、そういうのを個別具体的に決めていく必要があるのかなと思つております。これが私のコメントです。

それに関連して2点ほどお願いがあります。まず1点目は、事務局にお願いなのですが、前回のワーキングのご意見とか今回もそうなのですが、その中には安定供給に関して個別具体的な提案というのめかなり出てきていると思つています。個別具体的な提案も多く述べられていますので、今後はそれらを一つ一つ取り上げて議論できるような環境を作つていただければありがたいと思つています。

現状では委員が言いたいことを言つてそれで終わつてしまうというような状況になっているので、より深い議論ができるような環境づくりをしていただければありがたいと思つています。

それからもう一点は、同じく事務局と、あと日本ガス協会さんにぜひお願いしたいところなのですが、今後個別具体的な議論をしていくに当たつて情報が欲しいということなのですが、これは非常に難しいとは思つたのですが、今後可能ならば各委員のコメントを整理していただいて、関連するデータがあればそれを載せていただければ、われわれもより深い議論ができるかなと思つております。

というのは、ヨーロッパの中では結構ガスに関する問題点というのがいろいろあつて、そういうのをいろいろ議論していたりとかそういうのを資料というかいろいろ文献とかで見たりするのですけれども、このガスワーキングの場では大きな課題というのですか、課題はあるはずなのですが、あまり前面に出てきていないので、可能な限りデータを出し

ていただいてより深い議論ができればありがたいなと思っていますので、ぜひお願いしたいなと思います。簡単ですけれども以上です。

○山内座長

ありがとうございました。委員の方のご発言は以上ということになりまして、これから追加的にご発言があればそれはまた受けますけれども、オブザーバーの方の発言に移りたいと思います。まずは電気事業連合会の高野オブザーバー、どうぞご発言ください。

○高野オブザーバー

30 ページの検討例のところにつきまして、1点コメントさせていただければと思います。

検討例の3つ目のポツに、「上流からの調達を行っているガス事業者の調達の動向や在庫状況について定期的に調査を行う」ということが1つの例として提示されております。今後本件の詳細検討を行われるということかと思いますが、その際は事業者の実態を踏まえつつ、既存の調査もごございますので、そういったところとの重複にもご留意いただきながら検討いただけますと幸いと考えてございます。

一方で、このガスの調達について、仮に今後さらに踏み込んだ政策措置のようなものを検討される場合におかれましては、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、燃料調達は商業ベースの取引が基本であるといった認識に立っていただいて、過度な規制は避けるという点にご留意いただければありがたいと考えてございます。

は○山内座長

ありがとうございます。次は日本ガス協会、早川オブザーバー。

○早川オブザーバー

日本ガス協会の早川です。本日はガス事業の安定供給の確保に向けてご議論いただき、感謝申し上げます。今回事務局に整理いただいているとおり、法的分離後も各事業者がそれぞれ責任区分に応じた各種取り組みを進めていることに加えて、都市ガスにおいてはこれまでに需給逼迫は生じていないことから現時点において特段の問題は生じていないと認識をしております。

一方で、人口減少に伴う社会構造の変化や脱炭素化の加速など、ガスシステムを取り巻く環境は大きく変化してきております。このような将来の不確実性の中においては、各事業者がそれぞれの役割を適切に果たしつつ、連携して安定供給の確保に向けた取り組みを進めていくことがこれまで以上に重要であると理解をしております。

今回、国として把握すべき情報の整備についてご提案がありました。これまでの各委員

の先生方のご意見と重なりますけれども、効率性に配慮しつつ時代に即した内容へと見直していくことは重要であると考えますが、検討に当たりましては民間事業者による創意工夫や健全な競争を損なわないよう、事務局資料にも記載がありますけれども、情報の秘匿性など機微性にも十分ご留意いただくようお願いいたします。

また、人口減少の進展を踏まえた新たな安定供給の課題に対応していくためには、今回ご議論いただいた内容に加えて、前回までのワーキングにおいて多くの委員からご意見があった、担い手不足への対応や各事業者の事業継続性の観点を踏まえた検討も重要と考えております。こうした点を含めて、今後安定供給確保に向けた議論がさらに深まることを期待しております。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は経済団体連合会、小野オブザーバーをお願いいたします。

○小野オブザーバー

ありがとうございます。今回お示しいただいた整理、今後の検討の方向性について異論はございません。先ほど橋本委員もおっしゃったとおり、安定供給という言葉には小売り事業者による供給責任という捉え方や、あるいはほとんどをLNGによる輸入に頼り、貯蔵量も制限される天然ガスの安定確保という捉え方もあり、いずれも重要かと思えます。

係る観点から日本全体のガス需給に関する情報収集や何らかの措置を進めていく際、念頭に置いていただきたいのが、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に世界の天然ガスの需給構造が大きく変化し、中長期の調達環境の不確実性が高まっていることであります。

わが国として電力分野を含め天然ガスを最大限活用していく方向性を打ち出している中で、ガス事業を扱う本ワーキンググループにおいても国際情勢の変化を十分に考慮した検討ならびに対応を進めていただきたいと思います。

18スライドでご説明いただいた供給計画の作成や届け出について昭和45年以降見直されていないということですが、国内事業環境の変化のみならず国際情勢の変化を踏まえ、合理化や重点化を図っていくなど現状に即した見直しをお願いしたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。こちらで把握しているご発言をご希望の方は以上となりますが、ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではご意見いろいろ頂きました。ご質問もございましたので、事務局迫田室長からそれに対する回答、コメントをお願いしたいと思います。

○迫田ガス市場整備室長

本日、委員の皆さまから、またオブザーバーの皆さまからも貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日は安定供給ということテーマにしているところもございますので、先ほども委員の方からもコメントがございましたように、安定供給のどの断面を見ていくのかといったことによって、まさに期間の在り方といったものの捉え方であるとか必要な情報であるとか、そういったものというのは変わってくるのかなと思ったところでございます。

01 : 24 : 44

そうした中で、そもそも何のためにこの供給計画の情報を集めていくのかということも非常によく丁寧に議論していく必要はあるかと思っておりますけれども、これまでは供給計画を見ながら将来の需要見通し、そしてそれに必要な供給力、供給設備であるとかそういったものが確保されているのかどうかといったことを確認をしていくと。それが不足があるといったような場合には、資料にも記載させていただいておりますが、計画の変更を勧告するといったようなスキームを取っているところでございます。

全体的にはこうしたメカニズムということで、いわゆる本日の議論の中でもありましたけれども、どちらかという量というかそういった面を見ながらやっているところなのかなと思いますけれども、これを捉えるに当たっても、本日委員の方からもコメントがございましたように、視点というのは幾つか新しいものが入ってきているのかなと思っております。

人員の確保の観点であるとか、デジタル対応であるとか、こういったところの対応をどうしていくのかと。投資のところというのは元々の設備の状況をこういったもので表されるということにはなっていくのかとは思いますが、具体的にどういったところにどういう方向感なのかといったようなことをどのような形で把握をしていくのかと。単なる数字の列挙だけではなく、そういった何をしたいこうとするのか、何のために何をしたいのかということが多少でも分かるようにしていくということが重要なかなと考えているところでございます。これ自体が、何を目的とするのかといったことをクリアにすることも同じ話ではないかと考えているところでございます。

頂いた個別のご意見の中で、例えば田中委員からも電力やほかのエネルギー、将来のエネルギーの見通し、ものづくりの変化、産業と暮らしなどとの関係なども踏まえてどう対応するのかというご意見も頂いたところでございます。また澁谷委員からは、緊急事対応ということではございますけれども、電力とガスの割り振りといったようなお話も頂いたところでございます。こうしたところというのは将来の長期的な話、一方でまた短期的な緊急事対応というところで状況は違うわけではございますけれども、一方でほかのエネルギーも含めて総合的に議論をしていく必要があるかと思っております。

なかなかこのワーキングの所掌の範囲を超えるような内容ということになってくることもあるかと思っておりますので、このワーキングの中ではまずわれわれのガス事業という観点で何が必要なのかということ丁寧議論をし、こうした日本全体でのエネルギーをどうバ

ランスしていくのかというのは別の会議での議論ということになるかと思いますが、そういう議論にしっかりとつなげていければと考えているところでございます。

また、各論ではございますけれども、3年と5年というところについては5年について延ばすことについて多くご賛同いただいているところではございますけれども、五十川先生から5年というものがどのような優位性があるのかというお話を頂いたところでございます。こちら先ほど申し上げましたけれども、具体的に何を目的としていくのかという中で整理をしていくということかなと思います。

また併せて毎年見直すことについてというお話がございましたけれども、供給計画自体は毎年提出をいただくということになっておりますので、そうした中では変化の状況というのは即時的に見ていくということにはなっているかなと思いますけれども、将来の見通しのレンジというのをどの程度で捉えていくのかということが今回の議論のポイントになるのかなと考えているところでございます。

また情報収集に当たっては、コストについても、もちろんこの行政としてのコスト、また事業者としてのコスト、こういったところにも配慮する必要はないかといったご意見についても複数頂いたところでございます。

01 : 29 : 46

田中委員からは、諸外国の状況の中でトランザクションコストになっているようなところがないかといったことについてもご意見いただいたところでございますけれども、ちょっと個別具体的にというところまでは把握はしていないものの、海外においてもやはり国際的なエネルギー情勢が変化をしている中で、当局が情報収集をしていくということを行っているところもありますので、こうした環境変化との関係で必要な情報をどう整理していくのかということは議論する必要はあるのかなと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。今室長のお話にもありましたが、基本的に今日ご議論いただいたところについて方向性は皆さんご認識いただいたと思っておりますけれども、いろいろ留意すべき点とか、あるいは具体的にどうするかというところでご議論いただきましたので、事務局においてはこっちの方向でさらに検討を進めていただくということだと思います。ありがとうございます。

それでは2つ目の議題に入ります。2つ目は、ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置であります。これも迫田室長からまずご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

②ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（ガス開栓に係る取引環境の整備に関する事項）

○迫田ガス市場整備室長

それでは、資料4に基づきまして説明させていただきます。2ページをご覧ください。2024年12月でございますが、電力・ガス取引監視等委員会におきまして、後追いスイッチングを行っていたガス小売り事業者に対して業務改善勧告が行われたところでございます。この業務改善勧告の調査の過程におきまして、ガス開栓に要する期間についてガス小売り事業者に差があるというご意見が出たところでございます。この開栓に要する期間を可能な限り短くできないかと。そうすることで需要家の選択肢を増やすことになればガス市場における競争機能をさらに拡充することができるということで、2025年3月の電力・ガス取引監視委員会の専門会合におきまして議論が行われて、適正なガス取引についての指針の具体的な改正案、こちらについて建議が行われたということでございます。

本日はこの建議を踏まえまして、適正なガス取引についての指針の改正の中身についてご議論いただきたいと考えております。

それでは8ページをご覧ください。こちらにも監視等委員会の資料でございますけれども、先ほど申し上げたガス開栓に時間を要している要因、背景でございます。ガス小売り事業者が需要場所において卸を行うワンタッチ卸を利用する場合ですけれども、ガス小売り事業者はワンタッチ卸事業者を通じて一般ガス導管事業者に託送の申し込みを行いまして、一般ガス導管事業者から託送契約番号などの情報を受領して開栓を実施するというようになっております。

複数の事業者間で情報のやりとりが行われるということになりますけれども、次の9ページでございますように、ガス小売り事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度、処理頻度と、ガス小売り事業者とワンタッチ卸事業者が申し込み内容の誤り等に備えて確保するバッファ、この2つが開栓期間に影響しているということが判明したところでございます。

この要因のうち、1つ目の処理速度、処理頻度につきましてはそれぞれの事業者において対応するという事になったとしても、全ての事業者が対応しなければこれを解決することが難しいということや、システムの対応が必要になってくるということもありますので、なかなか費用対効果が高いということにもならないということで、2点目のバッファの期間、これをどうするかといった観点で検討が進められたところでございます。

01 : 34 : 44

13ページをご覧ください。この議論の中では、今申し上げましたバッファの期間につきまして、小売り事業者から卸事業者に対してこのバッファの期間を短くするよう要請があった場合については、誠実に対応することが望ましいのではないかとということで、適正なガスの取引のガイドラインにこちらを望ましい行為として位置付けることとしてはどうかという建議の内容が議論をされまして、こちらが建議としてなされたということでございます。

14 ページをお願いいたします。こちらの建議の内容でございますけれども、資源エネルギー庁の事務局としましてもこの内容自体で問題はないと考えているところでございまして、ガイドラインの変更をしてはどうかと考えているところでございます。本日この内容につきましてご審議いただきまして、ご了解いただけましたらワーキングの後にパブリックコメントをかけさせていただきます、今年の春に施行することを目指していきたいと考えているところでございます。資料4につきましては以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは今のご説明、適正な取引の確保に向けた制度的措置であります。これについて皆さんのご質問、ご意見、ご発言願いたいと思います。同じように会場は札を立てて、それからオンラインの方はメッセージを入れていただいてこちらでご指名したいと思います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいます？ それでは田上オブザーバー、お願いいたします。

○田上オブザーバー

電力監視等委員会の事務局の田上です。委員会からの建議に関しましてご議論いただきましてありがとうございます。ガスの改正に関しましてはガス市場における健全な競争を促すということで、また需要家が希望する小売り事業者との契約を円滑に行うということで、需要家からの申し込みに対してはガス小売り事業者と卸事業者が連携して速やかに対応するなど、誠実に対応していただくことが重要だと考えております。今後も適切なガスの取引の確保に向けて、市場監視等をしっかり行ってまいります。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。委員のご発言で、平野委員、どうぞご発言ください。

○平野委員

成城大の平野です。よろしく申し上げます。建議そのものに反対するものでは全然なくて、開栓期間を短くするという点には賛成なのですけれども、1つ気になる点はこの後追いスイッチングの話で、これは開栓費用というものがきちんとチャージされていない料金体系そのものに問題があるのではないかと思います。

経済学的に言えば、受けたサービスに対してその対価を払うというのは当然のことで、その対価をきちんと取っていないためにこの開栓だけをさせられた事業者が損してしまうような枠組みができていたりしているのではないかなと思っているので、遡って料金制度そのものところの在り方に本質的な問題はあるのではないかなという気がしてしょうがないというところです。

さらに言えば、早く開栓できるというのも私は競争力の1つなのではないかなというこ

とを感じていて。何となく建議で部分的に解決していこうという方針は分かるのですけれども、この話は本質的なところと少し離れているのではないかというふうな気がしたというコメントだけです。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにいらっしゃいます？ 特によろしいですか。

○迫田ガス市場整備室長

原委員が。

○山内座長

原委員、どうぞご発言ください。

○原委員

恐れ入ります。原でございます。こちらの開栓までのバッファーについて、実情をもう少し詳しく分かりましたら教えていただきたいと思いました。消費者・需要家の立場としては、開栓申し込みから実際開栓までの時間があまりにもかかり過ぎるというのは非常に困ることでありまして、利用者の便益を考えると、やはり申し込んでからすぐに開栓をお願いしたいというところは皆さん思っていることかと思えます。

01 : 39 : 49

それで申し込みも相当早くしなければいけないということで、そのような状況もスイッチングし難さにもつながるかと思えますので、よろしければこのバッファーについての状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとう。ほかにいらっしゃいます？ ほかはよろしいですか。それでは今ご意見が出ました。まずは田上オブザーバー、お願いいたします。

○田上オブザーバー

電取委の田上です。今、原委員からありました事業者による開栓期間の違いですが、ちょっとすみません、手元に今データを持ち合わせていないのですけれども、早いところは即日のところからちょっともう少し数日かかるところまでありますので、平野先生からありましたように競争力につながっているところもありますが、そこはちょっとすみません、一様には言えないのですが、長くかかっているところはできるだけ短くしてくださいというのは今回の建議の趣旨でございますので、それをしっかりわれわれとしても指導していきたいと考えています。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。よろしいですか。室長から何か。

○迫田ガス市場整備室長

ありがとうございます。先ほど平野委員からもございましたけれども、後追いスイッチングのところはチャージをされていないということ自体が制度的に問題ではないかというお話がございましたけれども、ガスの小売り自体は料金を自由化されているということでございますので、そうした料金体系の中でどのような創意工夫をするのかというのは事業者の中でご検討いただくことというふうには直々に考えているところでございますけれども、本件のように競争環境をゆがめるということになりますと監視等委員会のほうでしっかりと指導が入るといふ形になるというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにご意見はよろしゅうございますか。ありがとうございます。これは先ほど申し上げましたように、これから先、パブコメに行くかどうかというところですが、お二方からご意見いただきましたけれども、基本的にはこの内容について反対ということではなかったと思っております。ですので今後の手続きを進めてよろしいのではないかと判断いたします。よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは本日の議題は以上ということになりますが、最後に今後の予定について事務局からお願いいたします。

○迫田ガス市場整備室長

それでは次回の議題でございますけれども、本日の議論を踏まえつつ、料金制度等の議論を行えばと考えております。日程につきましては改めてお知らせいたします。

3. 閉会

○山内座長

それでは以上をもちまして、第7回ガス事業環境整備ワーキングを終了とさせていただきます。熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。